

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認（7 件）【都市整備局河川公園部公園管理課】2
- 利用料金の額の承認【都市ブランド創造局観光にぎわい部門司港レトロ課】1 9
- 利用料金の額の変更の承認【都市ブランド創造局観光にぎわい部門司港レトロ課】2 0
- 利用料金の額の変更の承認（2 件）【都市ブランド創造局観光にぎわい部観光課】2 1

北九州市告示第 2 8 0 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の白野江植物公園及び白野江植物公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の 種類等	金 額				備 考	
白野江 植物公 園	入 園 料	区 分		一 般	小・中学校 の児童及び 生徒	1 国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。 2 購入の日から1年間にわたって4回以上入園することができる入園券を利用する場合の利用料金の額は、一般にあつては1,000円、小・中学校の児童及び生徒にあつては500円とする。
		個 人	1 人 1 回	3 0 0 円	1 5 0 円	
		団 体（ 2 5 人 以上）		2 4 0 円	1 2 0 円	
白野江	大型自動車		1 台 1 回	1, 0 0 0 円	大型自動車、中型自	

植物公園駐車施設	中型自動車	(1日以内)	300円	自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	普通自動車			

北九州市告示第 2 8 1 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 3 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の到津の森公園及び到津の森公園駐車施設の利用料金及び特例有料施設等利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 利用料金の額

施設 の種 類等	金 額						備 考
到津 の森 公園	入 園 料	区 分		一 般	中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 生 徒	小 学 校 の 児 童 以 下 の 者（ 4 歳 未 満 の 者 を 除 く 。）	購 入 の 日 か ら 3 月 間 に わ た っ て 2 回 以 上 入 園 す る こ と が で き る 入 園 券 を 利 用 す る 場 合 の 一 般 の 入 園 料 の 額 は 、 1 ， 5 0 0 円 と す る。
		個 人	1 人 1 回	8 0 0 円	4 0 0 円	1 0 0 円	
		団 体（ 2 5 人 以 上 ）		6 0 0 円	3 0 0 円	5 0 円	
到津 の森 公園 駐 車 施 設	大 型 自 動 車 中 型 自 動 車		1 台 1 回（ 1 日 以 内）	1 ， 0 0 0 円		大 型 自 動 車、 中 型 自 動 車 及 び 普 通 自 動 車 の 区 分 は、道 路 交 通 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律（ 平 成 2 7 年 法 律 第 4 0 号） に よ る 改 正 前 の 道 路 交 通 法 第 3 条 に 規 定 す る と こ ろ に よ る。	
	普 通 自 動 車			6 0 0 円			

2 特例有料施設等利用料金の額

種別		金額		備考
特定仮設工作物による 占用		1 平方メートルにつき 1 日	3 0 円	1 面積が 1 平方メートルに満たないとき、又は面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。 2 期間が 1 日に満たないとき、又は期間に 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算する。
その他の 占用	業としての写真撮影	1 台につき 1 日	1 7 0 円	
	募金、物品の 販売その他営業行為	1 平方メートルにつき 1 日	1 7 0 円	
	競技会、展示会、集会その他これらに類するもの	1 平方メートルにつき 1 日	無料	

北九州市告示第 2 8 2 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 3 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の山田緑地、森の家及び山田緑地駐車施設の利用料金及び特例有料施設等利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 利用料金の額

施設の 種類等	金額						備考
山田 緑地	入 園 料	無料					
森の 家	各 室 利 用 料	区 分	9 時～1 2 時		1 2 時～1 7 時		1 多目的 ホール、 大会議室 、小会議 室又は講 習室の利 用者が入 場料等を 徴収する 場合の額 は、入場 料等の総 収入額に 1 0 0 分 の 6 を乗 じて得た 額（当該 額が規定 の額の 1
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		多 目 的 ホ ール	6, 9 0 0 円	7, 9 5 0 円	9, 9 0 0 円	1 1, 8 5 0 円	
		大 会 議 室	1, 6 5 0 円	2, 5 5 0 円	2, 4 0 0 円	3, 9 0 0 円	
		小 会	9 0 0 円	1, 6 5 0 円	1, 5 0 0 円	2, 4 0 0 円	

	議室					5割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。 2 多目的ホールの利用面積が2分の1以下の場合の額は、既定の額の5割に相当する額とする。
	講習室	2,400円	4,000円	3,700円	6,000円	
	映像室	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	
冷暖房設備利用料	施設名		30分又はその端数ごとに			
	多目的ホール		1,220円			
	大会議室		420円			
	小会議室		350円			
	講習室		560円			
	映像室		420円			
山田緑地駐車施設	大型自動車 中型自動車	1台1回（1日以内）		1,000円		大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法第3
	普通自動車			300円		

				条に規定するところによる。
--	--	--	--	---------------

2 特例有料施設等利用料金の額

種別		金額		備考
特定仮設工作物による占用		1平方メートルにつき 1日	32円	1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 2 期間が1日に満たないとき、又は期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
その他の占用	業としての写真撮影	1台につき 1日	170円	
	募金、物品の販売 その他営業行為	1平方メートルにつき 1日	170円	
	競技会、展示会、 集会その他これら に類するもの	1平方メートルにつき 1日	15円	

北九州市告示第 2 8 3 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 3 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の志井ファミリープールの利用料金及び特例有料施設等利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 利用料金の額

施設の種類等	金額						備考	
志井ファミリープール	入場料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児	波のプールを1回、川下りプールを3回以上利用することができる入場券を利用する場合の利用料金の額は、一般にあつては1,000円、小・中学校の児童及び生徒にあつては600円とする。	
		個人		400円	200円	50円		
		団体（25人以上）		320円	160円	40円		
	施設利用料	波のプール	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒		幼児
			個人		300円	150円		50円
			団体（25人以上）		240円	120円		40円
		川下りプール		1人1回	100円			
	その他利用料	コインロッカー		1回	100円			

2 特例有料施設等利用料金の額

種別		金額		備考
特定仮設工作物による占用		1平方メートルにつき 1日	32円	1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 2 期間が1日に満たないとき、又は期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
その他の占用	業としての写真撮影	1台につき 1日	170円	
	募金、物品の販売 その他営業行為	1平方メートルにつき 1日	170円	
	競技会、展示会、 集会その他これら に類するもの	1平方メートルにつき 1日	15円	

北九州市告示第 2 8 4 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 3 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の響灘緑地広場、ひびき動物ワールド、ポニー広場、熱帯生態園、都市緑化センター、響灘緑地野外ステージ、サイクリングターミナル及び響灘緑地駐車施設の利用料金及び特例有料施設等利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 利用料金の額

施設の種類等		金 額				備 考
響灘緑地広場	入園料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
		1 人 1 回		1 5 0 円	7 0 円	
ひびき動物ワールド	入場料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	
		1 人 1 回		3 0 0 円	1 5 0 円	
		回数券（4 枚つづり）	1 人 1 回	1 , 0 0 0 円	5 0 0 円	

ド								
ポニー広場	乗馬料	個人		1人1回	350円		小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導の下に乗馬するときに限る。	
		団体（25人以上）			300円			
		1頭につき30分又はその端数ごとに				3,000円		
	馬車利用料	区分		一般		中学校の生徒以下の者		
		1人1回		300円		150円		
熱帯生態園	区分			一般		小・中学校の児童及び生徒		
	1人1回			350円		200円		
	回数券（4枚つづり）		1人1回	1,000円		500円		
都市緑化センター	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		イベントホールの利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）	
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日		
		イベントホール	3,750円	4,350円	5,400円	6,450円		
		講習室	2,400円	2,850円	3,600円	4,350円		
		会議室	1,500円	1,800円	2,250円	2,700円		

							とする。
冷暖房設備利用料	施設名		3 0 分又はその端数ごとに				
	イベントホール		4 2 0 円				
	講習室		1 4 0 円				
	会議室		4 0 円				
響灘緑地野外ステージ	1 時間又はその端数ごとに				1 , 5 0 0 円	利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に1 0 0 分の6 を乗じて得た額（当該額が規定の額の1 5 割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の1 5 割に相当する額）とする。	
サイクリングターミナル	自転車利用料	区分		一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者	
		基本利用料	1 台 2 時間以内	3 0 0 円	1 9 0 円	1 5 0 円	
		超過利用料	1 台 2 時間を超える3 0 分又はその端数ごとに	7 0 円			

	その他利用料	コインロッカー	1 回	1 0 0 円	
響灘緑地駐車施設	大型自動車 中型自動車	1 台 1 回（1 日以内）		1 , 0 0 0 円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 0 号）による改正前の道路交通法第 3 条に規定するところによる。
	普通自動車			3 0 0 円	

2 特例有料施設等利用料金の額

種別		金額		備考
特定仮設工作物による占用		1 平方メートルにつき 1 日	3 2 円	1 面積が 1 平方メートルに満たないとき、又は面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。 2 期間が 1 日に満たないとき、又は期間に 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算する。
その他の占用	業としての写真撮影	1 台につき 1 日	1 7 0 円	
	募金、物品の販売 その他営業行為	1 平方メートルにつき 1 日	1 7 0 円	
	競技会、展示会、 集会その他これら に類するもの	1 平方メートルにつき 1 日	1 5 円	

北九州市告示第 2 8 5 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の種類等	金額					備考
旧安川邸	入場料	区分		一般	小学校の児童及び中学校の生徒	購入の日から半年間にわたって4回以上入園することができる入園券を利用する場合の利用料金の額は、500円とする。
		個人	1人	260円	130円	
		団体（25人以上）	1人1回	200円	100円	
夜宮公園駐車施設	大型自動車 中型自動車		1台1回（1日以内）	1,000円		大型自動車及び中型自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（以下「改正前の道路交通法」という。）第3条に規定するところによる。
	普通自動車		1台につき30分又はその端数ごとに	100円。ただし、1日に連続して3時間を超えて駐車したときは、1日当たり600円		
						1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。

北九州市告示第 2 8 6 号

北九州市平尾台自然の郷条例（平成 1 5 年北九州市条例第 1 9 号）第 8 条第 3 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間の北九州市平尾台自然の郷の入場料、野外ステージ、キャンプ施設及び駐車場の利用料金の額を承認したので、北九州市平尾台自然の郷条例施行規則（平成 1 5 年北九州市規則第 4 8 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

1 利用料金の額

施設			金額		備考
入場料			無料		
野外ステージ			1 時間又はその端数ごとに	1, 5 0 0 円	利用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額（当該額が規定の額の 1 5 割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の 1 5 割に相当する額）とする。
キャンプ施設	テント区画	区画内に駐車することができるもの	1 0 時 3 0 分から翌日の 1 0 時まで	1 区画 1 回	4, 5 0 0 円
			1 0 時 3 0 分から 1 7 時まで		
		区画内に駐車する	1 0 時 3 0 分から翌日の 1 0 時まで		
					3, 0 0 0 円
					3, 0 0 0 円
					1 0 時 3 0 分から 1 7 時までの区分によりテント区画を利用した場合で、1 7 時を超えて翌日の 1 0 時までの間の引き続く利用に係る額は、区画内に駐車することができるものを利用する場合にあっては 1, 5 0 0 円、区画内に駐車

	ことができないもの	10時30分から17時まで		1,950円	することができないものを利用する場合にあっては1,050円とする。
	シャワー	1回		100円	
駐車場	大型自動車 中型自動車	1台1回 (1日以内)		1,000円	1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定するところによる。 2 テント区画（区画内に駐車することができないものに限る。）を利用する場合は、1区画につき大型自動車、中型自動車又は普通自動車1台については、無料とする。
	普通自動車			300円	

2 特例有料施設等利用料金の額

種別	金額		備考
特定仮設工作物による占用	1方メートルにつき1日	32円	1 面積が1平方メートルに満たないとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

業としての写真撮影	1 台につ き 1 日	1 7 0 円	2 期間が 1 日に満 たないとき、又は期間 に 1 日未満の端数が あるときは、1 日と して計算する。
募金、物品の販売その他営 業行為	1 平方メ ートルに つき 1 日	1 7 0 円	
競技会、展示会、集会その 他これらに類するもの	1 平方メ ートルに つき 1 日	1 5 円	

北九州市告示第 2 8 7 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの北九州市旧九州鉄道本社の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

区分			金 額	
			大人	中学校の生徒以下の者（４歳未満の者を除く。）
入館料	個人	１人１回	市外居住者５００円 市内居住者４００円	２５０円
	団体（３０人以上）		４００円	２００円
ミニ列車	１台につき１回		３００円	

北九州市告示第 2 8 8 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、北九州市門司港レトロ展望室の展望室入館料の利用料金の額の変更について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

変更 前後 の別	利用料金			
変更 前	—		大人	小・中学校の児童 及び生徒
	個人	1 人	3 0 0 円	1 5 0 円
	団体（3 0 人以上）	1 回	2 4 0 円	1 2 0 円
変更 後	—		大人	小・中学校の児童 及び生徒
	個人	1 人 1 回	市外居住者 6 0 0 円 市内居住者 4 0 0 円	3 0 0 円
	団体（3 0 人以上）		4 0 0 円	2 0 0 円

北九州市告示第 2 8 9 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、北九州市小倉城の利用料金の額の変更について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

変更 前後 の別	利用料金				
変更 前	区分		金額		
			大人	中学校 及び高 等学校 の生徒	小学校 の児童
	個人	1 人	円 3 5 0	円 2 0 0	円 1 0 0
	団体（3 0 人以上）	1	2 8 0	1 6 0	8 0
	北九州市小倉城、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）別表第 1 の 2 に規定する小倉城庭園及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 8 号）別表第 2 に規定する北九州市立松本清張記念館の共通入場券を利用する者（個人及び団体の区分の利用料金を支払って利用する者を除く。）	1 回	2 1 0	1 2 0	6 0
変更					

後

区分		金額		
		大人	中学校 及び高 等学校 の生徒	小学校 の児童
個人	1 人	円 市外居住者 5 0 0 市内居住者 4 0 0	円 3 0 0	円 1 5 0
団体（3 0 人以上）	1 回	4 0 0	2 0 0	1 0 0
北九州市小倉城、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）別表第 1 の 2 に規定する小倉城庭園及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 8 号）別表第 2 に規定する北九州市立松本清張記念館の共通入場券を利用する者（個人及び団体の区分の利用料金を支払って利用する者を除く。）		3 0 0	1 8 0	9 0

北九州市告示第 2 9 0 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、小倉城庭園の利用料金の額の変更について承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

変更 前後 の別	利用料金					
変更 前	区分			金額		
				一般	中学校 及び高 等学校 の生徒	小学校 の児童
	入 場 料	個人	1 人	円 3 5 0	円 2 0 0	円 1 0 0
		団体（3 0 人以上）	1	2 8 0	1 6 0	8 0
		北九州市産業観光施設の設置 及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 6 号） 別表第 1 に規定する北九州市 小倉城、小倉城庭園及び北九 州市教育施設の設置及び管理 に関する条例（昭和 4 7 年北 九州市条例第 8 号）別表第 2 に規定する北九州市立松本清 張記念館の共通入場券を利用 する者（個人及び団体の区分 の利用料金を支払って利用す る者を除く。）	回	1 9 0	9 0	6 0
変更						

後

区分			金額		
			一般	中学校 及び高 等学校 の生徒	小学校 の児童
入 場 料	個人	1 人 1 回	円 市外居住 者500 市内居住 者400	円 300	円 150
	団体（30人以上）		400	200	100
	北九州市産業観光施設の設置 及び管理に関する条例（昭和 47年北九州市条例第6号） 別表第1に規定する北九州市 小倉城、小倉城庭園及び北九 州市教育施設の設置及び管理 に関する条例（昭和47年北 九州市条例第8号）別表第2 に規定する北九州市立松本清 張記念館の共通入場券を利用 する者（個人及び団体の区分 の利用料金を支払って利用す る者を除く。）		300	180	80